

内閣府
財務省令第 号
○財務省
経済産業省

株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第三十九条第一項第八号の規定に基づき、経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和八年 月 日

内閣総理大臣 高市 早苗

財務大臣 片山さつき

経済産業大臣 赤澤 亮正

経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令

経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則（平成二十年財務省令第一号）の一部を次のように改正する。
内閣府
財務省令第一号
経済産業省

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記

号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(専門子会社の業務等) 第六十九条 「略」 〔255 略〕</p> <p>6 法第三十九条第一項第八号に規定する主務省令で定める会社は、次の各号のいずれかに該当する会社であつて、上場会社等以外の会社(第十一号に該当する会社にあつては、上場会社等を含む。)とする。</p> <p>「一七 略」</p> <p>八 円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手續等に関する法律(令和七年法律第六十七号)第二十七條第一項の規定による権利変更決議の認可の決定を受け、又は同法第十一條に規定する権利変更議案につき同法第二十条第一項に規定する議決権者の全ての同意を得た会社</p> <p>九十一 「略」</p> <p>7 法第三十九条第一項第八号に規定する主務省令で定める要件は、商工組合中央金庫又はその子会社が前項に規定する会社(同項第十一号に掲げる会社に該当するものを除く。)の議決権を取得する場合において、次に掲げる要件のいずれにも該当することとする。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 前号の事業計画について、前項第十号イからトまでのいずれか</p>	<p>(専門子会社の業務等) 第六十九条 「同上」 〔255 同上〕</p> <p>6 法第三十九条第一項第八号に規定する主務省令で定める会社は、次の各号のいずれかに該当する会社であつて、上場会社等以外の会社(第十号に該当する会社にあつては、上場会社等を含む。)とする。</p> <p>「一七 同上」</p> <p>「号を加える。」</p> <p>八 「同上」</p> <p>九 「同上」</p> <p>7 法第三十九条第一項第八号に規定する主務省令で定める要件は、商工組合中央金庫又はその子会社が前項に規定する会社(同項第十一号に掲げる会社に該当するものを除く。)の議決権を取得する場合において、次に掲げる要件のいずれにも該当することとする。</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 前号の事業計画について、前項第九号イからトまでのいずれか</p>

に該当するものが関与して策定していること。

8 法第三十九条第一項第九号に規定する主務省令で定める会社は、上場会社等以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する会社又は事業の再生の計画の作成に株式会社地域経済活性化支援機構が関与している会社とする。

一 「略」

二 事業の再生又は地域の特性を生かした新たな事業の創出その他の地域経済の活性化に資する事業活動を行うことを目的とした会社であつて、第六項第十号イからトまでのいずれかに該当するものが関与して策定した事業計画を実施している会社

「9～15 略」

16 法第十四条の規定は、第六項第十号、第七項、第九項（第十項及び第十一項において読み替えて準用する場合を含む。）、第十二項、第十三項及び前項第二号ロに規定する議決権について準用する。

この場合において、同条中「所有する株式」とあるのは「所有する株式又は持分」と、「主務省令」とあるのは「経済産業省令・財務省令・内閣府令」と、「である株式」とあるのは「である株式又は持分」と読み替えるものとする。

（特例対象会社）

第七十八条 法第四十条第八項に規定する主務省令で定める会社は、次の各号のいずれかに該当する会社又は事業の再生の計画の作成に株式会社地域経済活性化支援機構が関与している会社（商工組合中

に該当するものが関与して策定していること。

8 「同上」

一 「同上」

二 事業の再生又は地域の特性を生かした新たな事業の創出その他の地域経済の活性化に資する事業活動を行うことを目的とした会社であつて、第六項第九号イからトまでのいずれかに該当するものが関与して策定した事業計画を実施している会社

「9～15 同上」

16 法第十四条の規定は、第六項第九号、第七項、第九項（第十項及び第十一項において読み替えて準用する場合を含む。）、第十二項、第十三項及び前項第二号ロに規定する議決権について準用する。

この場合において、同条中「所有する株式」とあるのは「所有する株式又は持分」と、「主務省令」とあるのは「経済産業省令・財務省令・内閣府令」と、「である株式」とあるのは「である株式又は持分」と読み替えるものとする。

（特例対象会社）

第七十八条 「同上」

中央金庫の子法人等に該当しないものに限る。第三項及び第九十条第一項第三十五号において「特例事業再生会社」と総称する。）とする。

一 「略」

二 事業の再生、地域の特性を生かした新たな事業の創出その他の地域経済の活性化に資する事業活動を行うことを目的とした会社であつて、第六十九条第六項第十号イからトまでのいずれかに該当するものが関与して策定した事業計画を実施している会社

〔2〕5 略〕

一 「同上」

二 事業の再生、地域の特性を生かした新たな事業の創出その他の地域経済の活性化に資する事業活動を行うことを目的とした会社であつて、第六十九条第六項第九号イからトまでのいずれかに該当するものが関与して策定した事業計画を実施している会社

〔2〕5 同上〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この命令は、円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律（令和七年法律第六十七号）の施行の日（令和八年十二月十一日）から施行する。